

「継承のイデオロギー」に関する考察

— 農村調査の事例より —

波平恵美子

1 事例報告（福島県河沼郡の一村落）

私は専門が文化人類学です。これはまず特定の地域を選び、何年にもわたって継続調査することが前提となっている学問です。多くの文化人類学者は、自分が生まれ育った文化以外を研究の対象といたしますが、私は専ら日本だけを研究しており、北は会津（福島県）から、南は九州の南方沖にある奄美諸島の徳ノ島までを調査地としており、調査地のうち一番長い所では27年くらい調査しています。

農村社会学あるいは文化人類学の一つの常識として、西南日本と東北日本とでは、いわゆる「家」の観念、「家」制度、家族の観念、家族の制度が大変違っている、というものがああります。私は学生の時から西南日本が主な調査地でしたが、日本を研究するうえでそれでは不十分であると思い、福島県内各地を15～16箇所予備調査し、7箇所の候補地から、これからお話する一村落を選び、昭和51（1976）年から調査しています。

① 村落の概要

この部落は、戦後、農地改革が終わり、いわゆる地主・小作関係が解消した後にも、総本家・本家・分家というピラミッド型の「家」関係が残り、昭和51年になってもそれがはっきりしておりました。ここは昭和20年以前から今日まで87戸の村落です（正確には昭和23年というべきかもしれませんが、大地主が実際に土地を手放し始めたのが昭和20年あたりなので、ここでは昭和20年以前といたします）。87戸は全て、同族団のいずれかに所属しており、姓が違って、いわゆる親方子方の上下関係にしっかり縛られていました。村には四十町歩を超える大地主が3戸、二十町歩代の大地主が1戸、五町歩～十町歩の地主が3戸あり、小作は殆ど本家筋の小作でした。つまり本家が大地主で、分家が小作という同族団がまた土地耕作上の一つのグループを作り、その中が上下関係になっていました。社会学では日本の同族団の社会的性格について戦前から戦後にかけて一大論争がありました。即ち、

①本家分家関係は経済的な上下関係（つまり地

主が本家で小作が分家という関係）に裏打ちされているとする有賀喜左衛門の説と、

②本家分家関係は系譜関係であるとする喜多野精一の説です。そして以下述べるように、この村落はまさに喜多野説に勝利が上がった事例になるわけです。

戦後のGHQ指令により、昭和22年から23年にかけて、大地主が土地を二束三文で手放したので、この村でもかつてのような極端な経済的上下関係は解消されていきました。それぞれの地主に残ったのは非常に広い屋敷地で、一番広い所は今でも3600坪、延床面積で100坪ほどの堂々たる構えです。「家」の上下関係は屋敷地の位置で分かります。ほぼ正方形の村落は、南、東、西、北の順に格が高く、屋敷地の位置関係はそのまま共同墓地での墓地の位置関係と相似形です。このランキングは、村落全体の人々によって大体承認されています。

② 農村継続の危機要因

昭和51年に全戸調査をした際、どの家も専門ないし第一種兼業農家で兼業二種や、転職を考えている家はありませんでした。畑の売買は行われていましたが、水田は、たとえ一反歩でも売れば、その家がやがて河沼郡から立ち除くことになるかと予測されるくらいの一スキャンダルで、全く売買されていません。その頃から各戸とも同居している息子たちはフルタイムのサラリーマンとなり、また長男も含めて多くの若い世代の人々は東京、郡山、遠い場合は名古屋に在住していましたが、両親が農業をできなくなり農業年金をもらう頃にはこの村落へ帰ってくるのが暗黙の前提になっていました。87戸全てで「後継者は決まっていますか」と聞くと、おしなべて「決まっている、誰々である」と答え返ってくるような、非常に安定した農業継続の状態だったわけです。ところがその頃でさえもいくつか問題が出はじめました。

イ) 減反政策

一つは減反政策です。昭和51年当時、ここは一割減反でした。そのころ九州が三割減反だったことを考えると、非常に優遇された農村地帯といえ

るわけです。九州、四国、中国、近畿辺りまでは、田圃に雑草をはやす一番悪い形の減反政策をとっていましたが、会津は、「青田刈り（稲穂が出る直前に一旦植えた稲を刈ってしまう）」という、補助金が一番高い減反政策をとっており、青田刈りした稲はいずれも牛の飼料にしていました。当時は、その先二割・三割減反になることや、米価が据え置きになることなど予想だにしていませんでした。

この村落では一戸当り、古いものも含めて500万~600万円の農業機械を持っています。これは10年ローンでやっと返還していける程度で、農業収入が農業支出をわずかに上回るくらいでした。しかしながら皆、「今は、悪いが、いずれ良くなるだろう」という見通しだけは持っていました。それがご存じのようにだんだんひどくなり、米価は3%どころか1%になり、やがて据え置きになり、マイナスになることさえ予測されます。

会津地方は、小規模ながら比較的地場産業が導入されており、フルタイムで働く職に事欠かず、むしろ人手不足です。そのような中で、ついに昨年（平成二年）、農業後継者が決まっているのが87戸中わずか3戸という状況になってしまいました。農業の継続を見越して大型の農業機械を購入したり、新たな転作を始めているのが3戸だけ、その他は、同居している息子や娘（婿養子が予定される）でさえもが、はっきりと「自分は農業を継がない」と言っているなど、農業継続の見通しが全くつかない惨憺たる実状です。

ロ) 嫁不足

もう一つ深刻な問題は、嫁不足です。村落内の縁組は、明治30年頃から全くされていません。お嫁さん・お婿さんは殆ど会津盆地内から来ます。村落の中のすべての家が、およそ5つ~6つの家格にランクづけされ、周辺の村の同じランクに属する家の人々と嫁のやりとりをします。きっかけはいずれも、村落内の、同じランクの誰かの口利きです。家格が下の方が上の人のお嫁さんを探すことはありません。家格の差が激しいために集団見合いはできません。結婚式は今も大変大がかりに行われます。

河沼郡の在村男性の初婚年齢は35才をこえています。現在、40才以上で嫁がくる見通しのない独身男性がこの村落内に二人います。34才で最近結婚した男性は、7回見合いをし、ついに日本人お嫁

さんと結婚することをあきらめ、フィリピンまで両親と出かけ、花嫁幹旋をしている日本人を通しておよめさんを見つけました。会津のこの地方では、お見合い一回につき数十万円の口利き料の他、いろいろなお金がかかります。この人は、7回の見合いで数百万円を支出し、さらにフィリピンで盛大な結婚式をあげましたから、総額一千万強のお金を出したといわれています。

現在、残村の息子の中には、若いお嫁さんをもらっている人もます。しかし、信じられない話ですが、そのお嫁さんたちは、結婚時に立会人を二人入れて「将来絶対に農業の手伝いはしません」という念書を婚家の両親と夫になる男性に書かしているのです。今いる二十代~三十代前半のお嫁さんは、半分は農家から、半分はサラリーマン家庭から来ていますが、実際に農業を全く手伝いません。もし一人が手伝うと、同じように念書をいれさせている人が、「あそこの嫁が手伝ってるのに、なぜ手伝えないんだ」と非難され、迷惑をかけるので、個人的には例え姑に悪いと思っても全く手を出さないことが不文律になっています。結果として、高齢者が非常に身体を使って働くこととなります。昭和51年当時なら、例えば夏は朝4時から午前9時まで働き、午後2時まで昼休みをとり、夕方まで働いてから野菜の仕込みをするという、私たちからみて比較的いいバランスで身体を使っていたのですが、今は労働時間が倍近くになっているということです。

ハ) 離村

さらに深刻な事態があります。在村のお嫁さんは、たとえ念書をいれてもらっていても、農家に嫁いで来たからには、いずれ親が死んだあと水田をどうするかという問題を考えます。姑が次第に病気がちになり、病院に通ったり始めますと、いくら農業を手伝わずにパートタイマーとして働いていても、いずれ自分が農業後継者にならなければいけないのではないかとこの惧れを抱く。そこで、四十代初めのお嫁さんが、それまで二十年近くの三世代家族を形成していたにも関わらず、子どもの教育のためと称して、夫と子どもと一緒に、老夫婦を置いて離村する。このようなケースが平成二年で二組でています。

これは村にとっては、「嫁不足」や「外国からお嫁さん迎えた」ことを上回るショックな出来事で、高齢者は夢も希望もない状況になっていま

す。またこれは、継承家族（三世代家族）の観念、つまり、「この家族の中で自分は年をとり、やがて死んでいく、しかしながら自分が守ってきた屋敷・家屋・水田・水利組織、村落共同体や親族組織の中での権利や地位などは、誰かが必ず継承してくれるだろう」という観念が見事に裏切られたことを現しています。

二) 経済的負担／農業構造改善事業

昭和三十年代から数十年かけて、日本中で行われている農業構造改善事業（一般には地盤整備圃場整備といわれます）も、深刻な問題を生んでいます。これは、日本の「棚田（単に田の一枚ずつが狭いだけではなく、地権が細かく分かれ、水利権も複雑に絡み、隣田に水が引かれなければ自分の田に水がこないため、お互いに権利もあれば義務もある）」を、全国規模で解消していこうというものです。

まず地盤を数十アール、大きいところで百アールを超えて一区画とし、傾斜なしの平らな田圃にする。複雑に水を引き込む水路をなくし、水路を格子型にし、ポンプで水をあげるようにする。すると隣の田圃を気にせず自分の田圃を耕作できるようになる上、水利組織全体での共同作業をしなくてすむ。道路幅が広がり、大型機械が使えることで、省力化と、大規模水田耕作の実施がはかれる。以上がこの構造改善事業のめざすものです。

農林水産省の予想では、その結果、多くの小規模農家が田圃を手放すか、あるいは農業を大規模経営の農家に委託するようになり、ゆくゆくは数十ヘクタールの水田を耕作する農家も出てくるだろう、というものでした。会津はその候補地としてあがっていたわけです。ところが、構造改善事業には大変なお金がかかり、ここでは一町歩／ヘクタール当り280～300万円くらい必要になってしまいました。二十年ローンで返すと、金利が4.2～3%となり、それを返しながら、一戸あたり500万円の農業機械のローンを払い、さらに農業や肥料を買うとなると、信じられないことに経済的には、今の状況では水田耕作をしないほうがよくなってしまいます。

調査を始めた昭和51年頃には、農業を委託する（自分では全く水田を耕さず、人手と大型機械のあるところに水田耕作をしてもらう）と、委託先が全部費用をもって、収穫の60%が自分のところに返ってきました。ところが今は、委託に出しても

30～40%しか米の売り渡し代金が戻ってきません。しかも諸々の費用は全部こちら持ちになる。自分で食べる分のお米を食べると、全く利益が出ないという悲惨な状況です。

それなら農林水産省の予測の通り、水田を手放せばいいことになりますが、平成二年で十アール180万円でさえ売れません。昭和51年の会津盆地では、十アール300万円でも売り手がなかった、つまり水田の価値を高く評価しても誰も手放そうとしなかったことを考えると、20年足らずで価値が半減したことになり、地元の人には信じられない状況です。では、この87戸は経済的に苦しいかといえば、昭和51年に比べ、生活水準は上がっています。家電製品は数年に一度は買い換えられますし、衣食にもかなりお金がかけられ、自動車の保有は各戸に2～4台です。それにもかかわらず、人々は、何よりもここに住み続けるという希望をなくしているのです。

また、最近の「米の貿易自由化」の議論は、農家の人にとっては食管制の崩壊と映ります。食管制の崩壊は、即ち水田の価値が0に近くなることです。私たちは、「田畑を耕せば米を生産できてまた場合によっては住居も建てられるのだから、水田の価値は0になっていないではないか」と考えますが、食管制が農家の人に長い間与え続けた決定的ともいえる影響は、水田耕作をやった人でないとわからないのです。つまり彼らは、農業生産高がGNPの中でどんなにその割合を狭めても、「農業は国の根幹である」という太鼓判の代償として食管制度があると受け取ってきました。その確信が自由化によって全部剥がれるのですから、プライドを失い、農業継続の意欲にマイナスの影響を与えているのです。

このような「農業継続の危機的状況」は会津だけでなく、日本の農村いづれでもおこっている懸念があります。もしかしららもっと極端な村落もあるかもしれません。

2 日本の農業と家族形態－継承家族と水田耕作との関係－

日本の継承家族（文化人類学でいうステム・ファミリーstem family）は、日本でだけ発達したといえる特殊な家族形態です。同じように水田耕作をやっている台湾の山岳民族とフィリピンのイフガオ族に似たものがありますが、江戸時代後期

から発達したこの継承家族あるいは一子継承の直系家族（子供が何人いてもそのうち一人だけを結婚後も家族に抱え込み、親あるいは祖父母と共に一つの拡大家族を作る形態）を形成するのは日本だけです。この「一人だけ残す」ことが実は色々な意味を持っています。

① 継承家族と養子制度

もし子供が娘だけだった場合、婿養子をとります。日本民族は父系社会でありながら、娘を生れ育った家に残し、彼女の夫をその家族の一員とするという、父系社会の中でも珍しい非常に特殊な制度です。隣接する父系社会でありながら、朝鮮民族にも漢民族にもありません。また、子供が全くない場合は、両養子をします。これは成人男女のどちらか、例えばまず年頃の娘を養女にとり（養子を取る家族の妻か夫のどちらかの身内が殆どで、多くは嫁姑関係がうまくいくように、妻の身内にします）、次にそれに婿養子をとります。さらにまた、夫婦に子供できないと分かった場合、小さな子供を養子にもらい、成人したのちに、その人に嫁なり婿なりをとって夫婦にする。こうして必ず継承者となる夫婦を一組、その家の中に取り込む。これが一般的な養子制度です。しかし日本の家の継承のタイプにはまだ色々なバリエーションがあり、明治民法で家督相続制度が整備されたあとも、それに違反するような、つまり法律的には認められない様々なタイプのものが出てきました。

一つは「姉家督」と呼ばれるものです。明治民法でいう長子相続の「長子」はもちろん息子のことでしたが、一番上も二番目も女の子、年が離れてやっと男の子ができた場合、一番末の男の子が一人前になるまでには親夫婦の年齢が上がりすぎてしまう。その場合、たった一人の息子でありながら、彼を分家に出してしまいます。そして長女に婿養子をとる。これを姉家督といい、この村落でも頻繁に行われました。また、子供が一人も生まれませんが、自分が6~7人兄弟の場合、親子ほど年が離れた妹ないし弟に、婿なり嫁なりをとり、後継者とする。これを「兄弟養子」といいました。これは現在でも例があります。このように養子のバリエーションはいくつもありましたが、そこに共通することは、夫婦が年をとり体力が衰えたときに農業を補助し労働力となる子供夫婦（実子・養子・兄弟）を必ず家族のメンバーとして取り込む

ということです。若い夫婦は必ず子供を生み、二世帯・三世帯・四世代と生物学上の血筋ないしは疑似的な血筋を作りあげて家を継承していく。重要な人間関係においてはとにかくそこに「親と子」という関係を法的にまた儀礼的に設定する。これが日本の社会の少なくとも明治期以降の原則でした。

例えば婿養子の場合、結婚式と養子縁組の披露宴を同時にしますが、まず二組の夫婦が立会人になつ。多くは社会的地位の高い人で、これは仲人とは別になることもあります。婚姻届に夫婦が捺印してそれを立会人が確認する。それを封印して、次に嫁婿と親夫婦の養子縁組手続きをし、封印する。立会人は二つの書類を披露宴の衆目の場で戸籍係に届けることを確約する。なぜそれほどまでに形式ばる必要があるかといえば、婚姻届けが遅れ、先に養子縁組をした場合に、トラブルが生じる原因となるからです。

実際に起こった例として、次のようなことが昭和40年代後半にありました。この村落内のことではないのですが、娘との婚姻関係がまだ成立しないまま養子縁組だけをし、財産の継承権を養子となった男性が請求したというトラブルがありました。また、婚姻届と養子縁組届を出した途端に、婚姻関係だけを婿養子となった男性によって解消され、財産継承権を保留されたケースもあります。婿養子をとった側はそれでは堪えられないので、養子縁組の解消を申し出ると、「戸籍が汚れたから」と慰謝料を請求され、数百万円支払ったといわれています。但し、この件の確認はとっていません。

② 水田耕作とプロクリエーション

一人の子供を必ず手元に残していこうとする背景には、水田耕作という生業形態が深い関わりを持っています。水田耕作は、とにかく作り続けることで水田の地力を保持します。一年作らないと地力を戻すのに二年かかり、十年休むと、もはや水田として使えなくなるので、田を放っておくことはできないといわれてきました。また、水田耕作は非常に特殊な労働形態をとります。田植えはある時期に集中して行われなければなりません。特に夏の高温期間が短く、水がいつまでも低温である北の豪雪地帯などでは、それこそ夜も寝ないで稲を植えなければならなかったといえます。一日でも遅れるとその分減収となったし、余り早く

植えるとよくないのです。今は稲の改良が進み、かなり気温が低くても株が分かれる品種を使えますが、以前は雪解けを見て稲を植えていました。積雪が多かったり、雪解けが遅かったりすると自分の田圃に引いてくる水が冷たすぎる。そこで毎日何度も、田に手を入れて水温をみて、ある温度まで上がったところで植え始める。植えるのが遅れると、その分成長が遅くなるので、東北以北あるいは山陰になりますと、一週間単位でなく、一日二日が勝負になりました。燈松をたいて徹夜で、それも一晩でなく三日三晩植え続けたこともあると伝えています。自分のところを手伝ってもらうと、次の田圃を植えるのを手伝う。とにかく非常に集中的な農業なので、自分の家に、確実にある一定量の労働力を確保しておく必要があり、そこに「家を継承していく」のために「一定数の子供をもつ」ことの強い必要性があるのです。

会津では里帰り分娩はありません。里帰り分娩が非常に早い時期から発達しているのは北陸の富山などで、殆ど嫁方に帰ります。一般には、嫁をやった方の家の力が弱いと里帰り分娩が多いといわれています。出産費用を負担することが、持参金の延べ払いになるわけです。プロクリエーションの問題からは外れますけれども、ほかに今でも「洗濯日」と称される嫁の里帰りなどが儀礼的に残っており、嫁は自分が姑になるまで自分の着物を嫁入り先におかず、実家に置かなければならない。着物が汚れると、実家に帰り、着物を着替え、解いて洗う。その間が7~10日なりありますが、それが里帰り日です。そこには「あくまでも嫁は、労働力として嫁入り先にいっているのです、自分の着物を洗うような労働は必ず実家ですべきである」という考え方と、「いくらかでも実家で食料を食べさせてもらい、嫁入り先では食料を食べさせない」という考え方があります。東北の会津は、むしろ実家の地位が高いようです。結婚式や、子供の七五三の祝に、今でも実家から両親を呼び、嫁入り先で盛大な祝いをしますが、嫁の実家の両親は嫁家の家族から非常に丁寧に案内をされて挨拶を受けます。

3 プロクリエーションの観念と、「家」制度・親族組織

この村落で家を継承していくために、絶対に必要な要素が二つあります。

① 財産

一つは財産です。この村落では現金や有価証券は財産のうちに入れず、水田の面積と家屋敷を大きな目安として考えてきました。屋敷地は水田同様、その面積と村落内での位置によって村落全体でのランキングが決まります。その家屋敷はある意味では水田より価値が高く、例え600坪・700坪の狭い屋敷地でも、それを手放すことで、その家のランクは一挙に下がります。これは非常に面目を失うことで、この人達にとって堪え難いことであり、離村を前提としない限り屋敷地は手放しません。

水田に関しては、その財産としての観念が随分様変わりしてきました。それでもお金を出せば自由に水田が買えるわけではありません。例えば平成2年の時点なら10アール当り180万円ですが、もし私が買おうとしますと、もちろん農地法による制度があって買えません。では農地法が失くれば買えるかというと、「水利権はあげません、土地だけは売りましょう」となる可能性があります。水利権がないと水田耕作はできませんからより価値の低い土地を買うことになる。このように、水田を買うことは一般に「土地を買う」こととは違ふと考えなければならない。

いずれにしても、財産（水田と屋敷地）があることが、村の人にとっては重要です。例えば、養子縁組の場合など、仲立人に詳細な財産目録を見せなければ養子は来ないといわれています。

② 同族団・親類

家を継承するのに欠く事のできない要素の二つ目は、同族団あるいは親類の関係です。同族団とは、本家→分家→孫分家と繋がる父系の親族組織です。親類というのは、婚姻→婚姻→婚姻でつながっていくいわゆる姻戚関係です。この二つの関係を通じてようやく養子ないし嫁を探すことができるのです。

この地方では、仮に恋愛関係だとしても、「仲人親」と呼ばれる人を立てなければ村落内での社会的地位が得られません。仲人親になるのは、親族の中で社会的地位が高く財産を持っている人です。仲人親は結婚式をはじめ、「仲人子」に子供が生まれる度に祝いを渡します。その代わり、仲人親が病気で床についたとき、仲人子は子供と同じように看病する。そして仲人親の葬列では、仲人子は実子より前に立ち、村中を練り歩く。仲人子

が何組もいれば、亡ったその人がどれほど長いこと豊かな財産および社会的地位を保持したかを村中に示せることになるので、どんなにお金がかかっても皆仲人親になりたがります。また、自分の息子にしっかりした嫁が欲しい、あるいはちゃんと財産がある家から嫁・婿がほしい場合にも、親族の中でいく組もの夫婦の仲人親という地位をずっと持続していく。こういうことは親族関係の中で作り上げられるわけです。

都市で生まれ育った人間には、家族と他の親族との関係は非常にぼんやりしていて「遠くの親族より近くの他人」といったりします。しかし、会津をはじめ、農家一戸当りが所有する水田面積が少ない四国のようなところでも、家を代々つないでいくために絶対に必要なのは強固な親族組織です。親族組織が崩れることは、「家」の継承が殆ど不可能になることを意味します。先程の例のように、外国からお嫁さんと呼ばなければならぬ、婿養子と呼んだ方がいいが詐欺にあって数百万円も相手に支払われたというのは、仲人親がきちんとしていないから生じることであるともいえます。しかしいまや、花嫁ブローカー・婿養子ブローカーが暗躍し、もはや親族関係で嫁のやりとりをすることは殆ど不可能になりつつあります。

4 プロクリエーションの観念と村落共同体
「家」観念とその継承について述べますと、この村には養子縁組のバリエーションの一つとして、大変不思議なタイプのもがあります。明治・大正・昭和にかけて、特に徴兵制が施行されると、家督相続制は戸籍で綿密にチェックされていたはずですが、この村には、五十年とか七十年の長さにわたって、継承者がいないのに存在している「家」があるのです。

この村落には、かつて家があったと思われる所(空き屋敷)が二〜三箇所あります。それはある同族団のある家がかつて所有していた屋敷跡です。そのような場合、この村ではそこにいうなれば「家」の入る余地だけを残しておく。それは戸籍上のものではなく、村落の人々だけが承知していることなのです。継承すべき「家」は、例えば「池の屋」などと屋号がついており、それが残っている限りその家はその村落の人々の間に存在しています。もう何千年もそこに具体的に誰かが住んだことがなく、家族が形成されなくともです。その

うち同族団内のどの家かの息子が娘が結婚し、その二人がその屋号を継承すると、絶えていた家が復活することになります。共同墓地の中にもちゃんとその家の場所が残されていて、それを継承することもできます。一番大事なのは屋敷地の継承です。屋敷地は単なる土地空間ではなく、その場所にいわば家魂のようなものがある、むやみに他人が入ってはいけないと考えられています。継承した人は、そこに新しい屋敷を建ててもいいし、墓地の空間を使うことも許される。養子縁組といえど当然養父母がいるはずですが、この場合はいない。そういうことを今でも行っています。この村はずっと87戸で経緯しているといいましたが、実は一戸減っています。昭和三十年代に経済的な失敗から東京へ出てしまった家族がおり、今でも村の人達は、何とかしてその「家」を復興したいと言います。

ここで述べてきた「家」、日本の伝統的な家族制度としての「家」は親族集団あるいは親族関係のサポートなしにはほとんど継承不可能な「家」です。すると、同族団の弱体化、つまり同族団内の、総本家、本家、孫分家といったピラミッド型のランキングが解消していくと、ちょうど車の両輪のように存在していた『家の継承』という観念と、それをサポートする「制度」がなくなってしまう。この村落でいえば、同族団や「村親類」と呼ばれる姻戚関係にある家々の関係はまだしっかりしています。これは、高齢者がまだ生きているためですが、農業に対する見通しが全く立たない中で、四十代以下の継承者を現実に見込むことはますます難しくなっており、それは同族団や村親類のつながりが少なくなったため、嫁や婿を捜すことが困難になっています。それがまた後継者不足を生むという悪循環を生じさせます。

5 継承のイデオロギーと「家」の制度

子どもを生んで育てるときに、よく「子どもは宝で、子育ては人間にとって何よりの喜びだ」と申します。しかし、実際に子どもを生み、養育しそれが成人し、結婚し、孫が生まれ、という長い年月を見守っていくことには、いくつもの条件が整っていることが必要で、それが整ってようやく実現するわけです。

農村調査をしていると、子どもを養育していく時の経済的困難、あるいは人間関係の困難を解消

していく場合に、核家族がどんなに脆いかをつくづく感じます。それにも関わらず、子から孫、孫から曾孫という関係をつなぎ、同じ家族を形成していこうとするならば、非常に強固な価値観、イデオロギーがなければ難しかろう。そしてそれが、いわゆる「家」イデオロギーといわれるものです。

この村の場合、「家」イデオロギーを支えているのは、本家・分家関係、そして村落の中の家格の関係です。例えば、お寺の本尊の屋根の葺き替えに二千万円要るとします。それを村落で拠出するときには、まず二千万円を半分にします。半分の一千万は均等の戸割にします。残りの一千万は、家格を7つ～8つのレベルに分け、それぞれの家をランクに分けて按分する。例えば一番上は7、一番下は1として、第一グループは何戸、第二グループは何戸、それを全部延べの戸数にして、一千万を割っていく。一番上の家は一番下の7倍となる。こうして村落共同体の社会的組織を固持していく。

このことは当然、いわゆる封建的な社会のあり方、つまり「上下関係が明確で保守的な社会」を継続させる面を持ちます。しかし一方で、この村の独り暮らしの人達（65才以上の独り暮らしが既に4所帯出現しています）は、「自分が寝たきりになったら誰にも看てもらえず老人ホームに入るだろう」とか、「誰にも知られず死ぬかもしれない」という予想を、今のところ全く持っておりません。最期には必ず村落の親族が看取ってくれる、県外に出ている子どもが帰ってくるのは間に合わなくても、同族団か村親族の誰かが必ず死に水を取ってくれるという安心のもとに暮らしています。

6 追補 「核家族」「継承家族」「隠居制度を伴う継承家族」

核家族は、一組の男女が結婚したときから、構造的に消滅することが運命づけられているような家族です。（付せられた図上を参照してください。）それに対し、継承家族は、現実には消滅する場合もありますが、理念的には「絶対に継承していく」ということが前提となっている家族です。「隠居制度を伴う継承家族」は、北関東より北にはみられません、四国、九州、中国の一部、近畿の一部にある形態です。それは子から孫、孫から曾孫へとつなぐ中で、常に一人だけが結婚後ある

いは子どもを生んだ後も老人夫婦と住み、三世代、四世代家族を形成するのですが、さきの東北地方の継承家族と違い、老人夫婦が家計を全く別にするような家族です。

昭和三十年代終わりの四国の農山村での「隠居制度」の厳密さを説明しますと、まず家屋が違う。どんなに大きな家屋に住んでいても、隠居屋という別棟を建てる。これは佐賀平野でも見いだすことができます。農協に届けている水田の耕作者の名前も父と息子が分かれていて、ある時期からは「隠居田」といって、そこから上がる農業収入は老人夫婦が完全に把握します。電気代も別です。メーターが二つということはありませんでしたが、一戸当りの電気代を親夫婦と息子夫婦とで分けるのです。その頃から耕耘機が使われていましたが、これは二台持つことはなく、息子夫婦が使う。老人夫婦は機械を使って水田の耕作をしてもらいますが、耕耘機の使用代を息子夫婦に払う。食事も別になっています。孫といえども老人夫婦が食事をしているときに上がり込んで老夫婦のご飯を食べてはいけません。おやつはもらってもいいが、食事を一緒にするのはダメというくらい徹底して家計をわけていました。寝るのも別です。舅・姑がいよいよ動けなくなったときに、ようやく嫁が食事の世話をし、寝たきりのときは下の世話もする。仏壇はもちろん息子夫婦のいる母屋にあり、隠居夫婦は、いわば死んで初めて母屋に戻ることになります。同じ家族でありながら、あたかも2つの核家族であるかのように暮らしていく。しかし今の核家族と違い、「家を継承していく」という絶対的な価値観、原則をもって暮らしている。

隠居制度の始まりは、よく分からないのですが、庶民に継承家族という考えが成立した1700年代後半か、1800年代に入ってからといわれています。継承家族の制度やイデオロギーはもちろん武家では鎌倉時代に成立したといわれていますが、農民（庄屋ではない農民）の間で成立したのは江戸時代後半だと考えられています。

「家」を具体的に運営していく方法が西南日本と東北日本で違うということの一つに、東北日本には隠居制度がないことが挙げられます。例えば、会津地方の人たちに隠居制度について話すと、「そんなことされるくらいだったら自分は首をつって死ぬ」といいます。母屋、つまり仏壇のある家から追い出されるくらいなら死ぬということです。

西南日本と東北日本の分かれ方についていえば北関東から北と、北関東から南です。部分的には近畿地方、中国山地、山陰地方、九州山地の真ん中辺りに東北型の村落構造を見出すことができます。この違いは、地理的な線引きというより、二毛作か単作かという農業経営の形態との関係があるといわれています。

6 核家族と「継承のイデオロギー」

核家族は構造的に、「家」イデオロギーを持つことは不可能です。今の世代の人がまだ何か「家」イデオロギーのようなものを引きずっているとしたら、それは、「人間の生存について基本的なことから（この場合は家族）に関する理念・価値観と、その実態との間には、当然時間的ズレが生じる」ということを表しているに過ぎません。「家」イデオロギーは、同じ土地・村落に住み、実際には親族関係に無い人々まで疑似親族集団のメンバーとして巻き込んだ村落共同体が極めてしっかりしているときにしか継承されず、核家族はその構造からして、「家」イデオロギーを保持することが困難なのです。

「家」イデオロギーは頭の中にあるのではなく、極めて具体的なものとして成立してきました。「家を継承していく」ことがどのような形で一人一人に具体的犠牲を強いるかといえば、例えば、立派な仏壇を備える、立派な法事をする、葬式をする、どんなに貧しいものを食べても家紋入りの道具をそろえる、家紋の入った倉をたてるなどです。日常生活は支出を抑えて地味にし、「これが我が家である」とデモンストレートできるものに集中的にお金を使う。個人が、色々な楽しみごとを犠牲にしてもなお堂々たる家を建てるには、それこそ骨の髄にまでしみこんだ「家」に対する価値観がなければできないわけです。

ここからは、いくつか出ているご質問にお答えしながら進めたいと思います。

【質問】地方から都会に出て核家族を形成している人たちが、いずれ親のところに戻って暮らそうと思っている場合、その意思を以て継承のイデオロギーの存続と捉えることはできないのか

【波平】その答えはやはり「捉えられない」ということになります。社会制度にはおしなべて具体的な道具立て、社会的・文化的装置が必要です。それなしには理念は決して存続も実現もしない。一

人一人がどんなに、「いずれ帰って、自分の村であらもしたい、こうもしたい」と思っている、そこに働く場がなければ、全く絵に書いた餅になります。結局その理念はその人限り、その子どもには全く継承されません。

【質問】岩手県では、若いうちに町に出て、定年後家に戻り、片手間に農業をしながら80歳くらいまで暮らし、やがて次の子どもが戻ってくることを実践している。このような「擬制的な」継承の形で農村文化が残るのではないのか

【波平】実は今後もっともありうる可能性として私が予想しているのもそういうことです。そうであればどんなにいいだろうと考えます。しかし、この形を実現するのにいくつもの困難があることも事実です。

一つに、農村・村落の生活は相互扶助です。それは保険の掛金と同じです。例えば若い時から村をずっと離れていて、60歳代で帰ればまだいいですが、もう少し遅くなって帰りますと、村落を維持していくための様々な公共の活動への貢献度が足りない。60歳から身体が十分に動かせる65歳までの間の4~5年貢献したくらいでは、その人が老齢化して、いよいよ村の人や親族にお世話になろうと思ってもいかなれば積立金が足りない。

この会津の村落でも、外で長い間小学校の先生をしていた人が定年で帰ってきたときに、村の人はその人の経済力に応じただけの広さを持つ屋敷地を分けない。非常に小さな家しか建てられなかったのです。その世帯は、退職金など、村落の中では現金を持った世帯の一つになるわけですが、村の一番端の、北西の風が当たる、屋敷森も何もないところに屋敷地を与えられている。生活排水が最終的に水田に入るのですが、その人達の生活排水が田になるべく入らない所に家を建てざるをえなかった。積立金が足りないというようになります。また、墓掘を何回やったかによって、自分自身の墓穴が掘ってもらえるか否かが決まることがあったので、身体が動かなくなる頃に帰ってきてもだめなわけです。

ですから定年を65歳でなく、50歳にでもしてもらわないと、擬制的な継承も絵に書いた餅だと思います。在村者の平均年齢は刻々と上がっています。村落共同体は、人口ピラミッドがある一定の形をとったときに非常にうまく運営できるのですが、これに歪みが出てくるとがたがたになる。と

ころが農林水産省がやったことは田圃の地盤整理だけです。いろいろな補助金を出しましたが、補助金は生活全体の人口ピラミッドの歪みを何も訂正することはできなかったのです。

7 農村社会と産業革命、「家」イデオロギー

農村は、明治末から大正期にかけて、日本の産業革命の影響を受けています。例えば新潟地方では、明治の終わりから大正にかけて沢山の男女が織物工として出ていきました。ところが会津の場合、余剰の農村人口、若年人口はそれほど問題になっていませんでした。その頃から、地場産業として在村での機械が盛んだったため、生活水準が他の地域に比べて急速に下がることが、さほど起こらなかったようです。例えばイギリスでは、産業革命時（1700年代終わりから1800年代）の労働者の生活は大変悲惨であったことはよく知られています。比べて日本は、『女工哀史』などに記された悲惨な生活がありましたけれど、イギリスよりは遥かにうまくやってきたと思います。しかし今後、日本に大混乱が起こったときのことを考えますと、昭和21～22年の農村が大陸や南方からの引揚者あるいは東京などの被災者を受入れたことと思えば非常に不安に思われます。つまり、今後の日本の農村は、日本社会が激変した時のショック・アウターにはなり得ないのです。

日本では、明治末期から大正・昭和にかけての産業革命時に、産業革命と子供が増えていくこととの間に非常にうまく関係をつくっていました。その理由として、イギリスほど農村共同体が崩壊していなかったことが考えられます。例えば、都市で結核になった女工達は帰る先がありました。実際は農村に帰ってから悲惨な死を迎えたのですが、少なくとも農村には、死に水をとったり、墓にうめたり、葬式をしてくれる親兄弟がおり、それが日本の産業革命をあまり悲惨な形にしなかったと思います。都市の困窮者はいましたが、イギリスに比べると、その割合ははるかにすくなかったと推測されます。

大都会の空襲時には、避難民の多くが自分達の故郷に戻って行き、昭和二十年代には兵隊の復員があり大陸や南洋に出かけていた海外移住者も帰ってくるなど、家を失った人達が、農村・漁村に吸収されていった。そのために昭和22～23年頃には、会津や新潟や長崎の離島でも一大家族が20人を

超えた家が何割かありました。ところがいまや農村は崩壊の危機に瀕しており、ショック・アブソーバーとしての機能を持っていません。今後、昭和20・21・23年のような混乱が起こったときに、日本は非常に危険な状態になるのではと思います。

【質問】次のように考えられないでしょうか。産業革命時に大企業ができるとき、それがいわゆる本家とか総本家から出て流民化した人達に新しい「家」を提供した。それが恐らく終生雇用制の定着につながってくると思う。というのも、帰る故郷をなくした人達が、どこに帰属意識を持つかといえば、恐らく企業でしょう。しかも「家」に帰る必要がなく死を迎えるわけですから、都会の人は、企業が活動している限り、定年になっても、延々と死ぬまでの生活を維持できるとどこかに幻想を抱いている。それが「家」イデオロギーと結びついている。先程、「日本は死に際には帰るところがあった」といわれましたが、イギリスでは「囲い込み運動」があったために帰る家や土地がなかったといわれており、そのため「個人」が氾濫し、権利意識が高まったとも考えられる。日本人には最後には帰属意識があるので、個としての権利主張はなくなる。日本の核家族は、実は非常にミニチュア化された「村」ではないか。そして農村の集団活動で育まれた「大きな家を建てる」といったような意識が、スムーズに企業活動に移し替えられた結果、日本では対立を起こさずに、農村を残しながら、企業活動もできたのではないか。都市の生活は、多くの子供を生むことを必要としなかったために、個人の権利意識はさほど高く無いまま、子供を生まない「家」が増えていった。そのようには考えられないでしょうか。

【波平】おっしゃる通りです。加えて申し上げれば、例えば高野山に大企業のお墓があり、特に有名なのは松下産業のものです。松下幸之助さんのお墓の前に、重役のお墓があり、その周りに部長のお墓がある。あるところまで出世すると死後でもさかも企業丸抱えなのです。そこでは、猛烈に働かされること酷使と考えず、共同体への「積立て金」として考えている。そう受け取るような幻想を企業側は社員に与えている。企業側は、それはよりよく働く社員を抱えているための戦略とも考えずにいたでしょうし、社員もそれで喜んでいたと考えられます。ある時期まではそれできたと思うのです。

もう一つ、日本は先進諸国中、雇用者に対する企業利益の配分率が、余りに少ないことで知られています。アメリカの60%くらいです。つまり儲かっている割に給料が安い。あるところまでは労働運動が盛んでしたが、生活水準がある高さにまで達すると労働運動もやらない。企業は儲け続けているのに、なぜ日本の労働者は低賃金で満足しているのか。

例えば私は福岡に住んでいます。福岡は支店や支社があるところです。そこに働く人々には東京の丸の内に自分が働いている企業の本社屋ができると本当に自慢します。出張した時は本社ビルの前で写真を取ってきたりもします。「東京の地価がどんなに上がろうと、テナント料がどんなに高くなろうと、我が本社が皇居の見えるところにある限り、給料が安くても構わない」、そういう意識があるのではないかとさえ思われてきます。

これは、農村の本家分家関係によく似ています。戦前、本家が分家に与える財産は、場合によっては数十分の一でした。本家は3000坪の屋敷地に250坪ぐらいの堂々たる屋敷を構え、それに対して分家は一間土間式の家屋のこともありました。しかし分家の人間は、村落の人達に「あれがうちの本家だ」といい、そこに帰属意識を持つことで、現実の経済格差からくる劣等感をはねかえしていたのです。

また逆に、本家は財産を保有している代わりに、分家の人間をのたれ死にさせない責任を持っていました。例えば分家の子供が病気になったり、才能があるのに学資が続かないというときに、返却を全く期待せず金を出した。ときには結婚式を本家でやることさえあったわけです。

「家」は孤立しているようでいて、実は同族団の中では風通しがよかった。企業の場合は厚生年金がありますが、退職後までは社員の福利厚生に手を尽してはいない。もしも、企業を戦前の同族団組織と近い形にしたいのなら、なるべく企業間の経緯・資本金格差が、社員の退職後の生活格差につながらない形にし、死ぬまで企業が福利厚生に何らかの形の金をださなければいけない。今のままでは中途半端だと思います。

8 歴史の読み直し—江戸時代と人口調整—

戸数と人口の調整方法について申し上げれば、例えば、江戸時代の人口増加率が極めて低く、総

人口は推計2700万から3000万人前後で推移しています。なぜ増加率を低く抑えられたかは、おそらく江戸時代を考える場合の謎の一つであろうと思います。一つには、幼児死亡率が非常に高かったことが考えられます。もう一つは、間引が一般的に行われたことです。データが比較的残っているところを見ると、これは間引としか考えようのないくらい、男性の人口が不自然に多い。会津のこの村落は古文書がないので、よくわかりません。

これは私自身の研究領域から、かなりはずれるのですが、増加の抑制の背景に、先に述べた本・分家制が考えられます。しかし、すべての子供が分家したわけではありません。というのも、分家をするときには当然財産分与が伴います。たとえば一町歩の田圃を三反渡してしまえば、残った者も分かれた者も生活が成り立たない。そのため実は分家をした例は極めて少ないのです。20町歩、30町歩の大地主だけが分家を出している。2~3町歩の普通の農家は分家を出さず、跡とり息子以外の息子達には養子先を探します。よって、嫁とりより、婿養子とりの方がはるかに広い婚姻圏を持っていたのが実情です。また逆に、養子縁組がそれだけ盛んだった背景には、子供がない夫婦も沢山いたことを示しています。これは幼児死亡率が高かったことと、不妊の夫婦がいたであろうことが考えられます。

「水田耕作とプロクリエーション」のところで申しましたように、農業は非常に集中的に労働力を必要とします。しかも、自分の家だけでは労働力を賄い切れないので、「村落全体でこれだけ田圃を所有するなら田植時に最低これだけの人口が労働力として要る」という風に、共同体の内部の相互補助の問題と繋がって人口問題が出てきます。そして一毛作の場合、冬場の農業ができないので、一年で得られる食料（米及び雑穀）の絶対量が決まっている。必然的に冬場の労働量に対して余剰の人口が出てくる。

余剰人口対策として、一つには新潟のように外に出稼ぎに行くものがありますが、会津には出稼ぎに行った形跡がありません。すると、最小限これだけ人が必要であるが、これ以上は増えてはいけないという絶対数があったであろうと考えられます。会津藩には、綿密な記録として藩の私的日誌が残っています。その中に、「とにかく間引きが多くて困る」とある。「生活が苦しければ捨て子を

しろ、そうすれば藩の金で養ってやる」、あるいは、「借金を申し込んだら金を貸してやる」とまでいっている。それほどまでに間引きが多かったということです。これは人口調整を農民自らがしていたためであることは、ほぼ確実です。

戸数については、「何戸以上増やしてはならない」と言い伝えがあった村落が、日本中に実に多い。では、分家もできず養子先もない場合どうなるかといえば、例えば昭和30年代まで岩手県などには「おんじ」と呼ばれる制度が残っていました。嫁ももらわない、分家もさせない男の人のことで、両親や跡とり息子となっている長兄およびその妻や子と一緒に家にすんでいます、いわば飼育殺しです。この村落でも、かつて「おんじ」がおりました。

また、江戸時代会津は大変流民が多かったといわれている所です。今でも、いわゆる「名子」という、多くは新潟地方から入ってきた流民の子孫とされる家があります。その人達は1800年代の初めに来たのですが、村の人達は、「あの家は名子だ」ということを今でもいいます。ちなみに名子とは、家族ごと奉公人になり屋敷の一角に小屋をつくり、そこに一生住みました。その子供達もまたその家の奉公人となったのですがそれは村落内の家の数に入れませんでした。

明治の初めから昭和の初めにかけて、日本人の人口は倍になりました。それにもかかわらず会津のこの村落は今でも87戸です。この村には87戸に戸数を制するという規則はなく、あくまで結果として87戸を維持しました。ただ入れ替わりはあります。名子の家が昇格して一般の家になる一方で、江戸時代の本百姓が没落して外に出て行ってしまいます。87戸はどこで調整されていたかという、一つには墓地が考えられます。墓地は非常に早い時期に家ごとに区割りをされたようで、一人死ぬごとに一つずつ墓石を立てていく。その区画が、おのずと戸数調整の役割を果たしていたと考えられます。村全体の人口は大正頃から増えています。戸数は増えないまま、一家当たりの人数が増え、人口総数は増加しています。

もう一つ別の村落の話をしてします。新潟県の山村に明治になっても間引をしたといわれる村落があります。ここは20戸より増やさないとすることを厳密に守っている村でした。生計は山林伐採で立てており、新発田や新潟市まで材木を売っていま

したが、材木の値の上下によって人口調整をしている。というのも、そこは山の中の豪雪地帯で食料の自給ができず、材木を売って米を買っていた。材木の値が下がると人口が維持できない、そこで人口調整をする。江戸時代を通しての統計があるのではないのですが、多いときには1.3対1.0くらいで女子に対して男子が多い。

残された記録からみると、江戸時代から明治20年ころまで、女子が男子より常に少ない。女の子が間引きされるということに関して言えば、婿養子制度で様々な工夫がなされているながらも、「男の子の方がいい」という考えは、あったらと思う。しかし、何が何でも男という考えは弱い感じがいたします。これだけ父系の継承社会でありながら、とにかく子供であればいい。いろいろ工夫して「家」を続けることが大事で、男でも女でもという感じはします。ただしそれには家格差が関わってきます。大地主の場合は、養子縁組先をいくらかでも探すことができるので、生まれてくるのは、男でも女でも構わない。家が貧しくなればなるほど養子にきてくれる先を探すのが無理になりますから、男の子が欲しくなる。

いずれにしても江戸時代は、人口全体を調整するのにいくつも単位があり、家族単位、同族団単位、村落単位で最大許容人口数の枠のようなものをきちんともっていたようです。そしてこのことが、二百年にわたってその時々では変動はあっても殆ど人口増加率が0であった原因と考えられます。江戸時代の社会の面白さは、この「全体の総量枠を全部決めている」ところではないでしょうか。つまり、藩の石高が決まっています、その中の村（よく武士による農民の支配といいますが、実際は上層農民が下層農民を、同じ村落共同体内部で支配する村方支配）の人口と食料消費全体、あるいは支出全体がはっきり見える形になっていた。その家の財産あるいは食料や生活必需品を生産しうる量に応じた人数、その親族集団の財産に応じた人数、村落の財産に応じた人数と、どの単位をとってもみんな総量を見渡すことができた。全体の財産なり食料なりを、どう配分するのかは時代によって決まっておき、江戸時代にはそれがとても有効に働いていた一方、今は総量が何も見えない。何兆円のお金が足りないと言いながら、赤字国債を出して解消して、ますます国民には全体の資源や財産や利用しうる金の総量がわからな

い。現代は非常に難しい時代だと思います。

もう一つ、別の見方も考えられます。例えば、今のインド、バングラディッシュ、フィリピン、アフリカの諸国、ラテン・アメリカ諸国ではすごい勢いで人口が増えています。江戸時代を今のインドと比べてみたとき、生活水準から考えて人口が増えてもちっとも構わなかったわけです。なぜ増えなかったのか。おそらく、次のエピソードが参考になるでしょう。

江戸時代に浅間山が噴火して村落が噴火のためにつぶれた。発掘が行われている中からガラス製の鏡や、絵付けされた食器など、いろいろな生活用品が出てきた。貨幣がなければ買えないようなものが、水田が少なく貧しいとされてきた村落からどうして出てきたのか。

私どもは江戸時代に対して、「庶民は摂取され、生活も極めて貧しい」と考えてきました。つまり庶民の生活水準が、かなりの高さにあったことを意味している。もう一つは江戸時代の「お定書き」です。そこには「贅沢禁止令」が事細かに書いてある。これは江戸や京都の町だけではなく、村方、つまり農村地帯に出されたものにも、「子どもの7つの祝いに絹の着物を着せてはならない」、「端午の節句に柏餅をつくってもいいが餡を入れてはいけない」、「砂糖を使ってはならない」、「親類に配る時には5軒のみに限る」、など。つまり農村でも数年に一度の祝に関してとはいえ子どもを極めて贅沢に育てていたことを意味している。だとするとこれは、今の人と非常に似た考えを持っていたのではないか。つまり、子宝として生むけれど、育てる数は少なくしておき、7つの祝だ何だと子どもを手厚く育てたのではないか。

いずれにしても、江戸時代の人口成長率がなぜあんなに低く抑えられたかということは、今後多面的な研究が必要だと思います。私たちはイメージとして、明治から大正にかけて子どもの人口がワッと増え、芋を洗うように育てたことばかり思うけれども、江戸時代の子どもが果たしてどのように育てられていたのか。記録としては、上層農民や上層町人の日記しか残っていませんでしたが、それでも子どもを非常に手厚く、投資をしながら育てた様子がよくわかります。今の日本に似ている。今の日本は、江戸社会から「家の継承イデオロギー」を取り去っただけの非常に似た形で子育てをやっているのではないかと考えられま

す。

9 核家族とプロクリエーション

歴史が数えるものを汲み取って近未来のプロクリエーションを考えると、問題の設定を、「私たちの未来にこれまでと違う社会と個人のあり方があるとすれば、それはどういうものなのか」というところから考えることがポイントだと思います。

面白いことに、世界の家族形態には限りなくバリエーションがあります。そして核家族は、採集狩猟民と先進工業社会の両方に出てきます。つまり人間の生産形態の歴史でいえば、最も原始的なものと最先端のもの両方で核家族が発達しています。

採集狩猟民の子供は、一人ないし二人で、それ以上はいません。採集狩猟民のいくつかは間引きをしていることが分かっています。そして第一子と第二子は、かなり間をあけて生む。理由は簡単で、移動のとき連れて歩くので、子沢山ではダメということです。では、子供をみんな殺してしまうかということ、そうではなく、「家」イデオロギーのない中でも、きちんと生んで、育てていく。もう一つ、動けなくなった老人は自殺をします。自殺といっても、老人自ら追いつきぼりにして^らら^って、そこで餓死ないし凍死する。そういう形でありながら、皆、絶望にかられることも、子供を生まなくなることもなく、非常に子供を大事にして、子どもを生み続ける。

そういう行為を支えているのは、「死んだ人の魂によって我々は、護られている、自分達の生存は、この世に生まれ、この土地に生きていた人の魂によって辛うじて護られている」という信仰です。今の我々の時代に、この信仰に代わるものは何かといわれて、これに対する答えはすぐに出てこない。

【意見1】今の私たちはある意味で、採集狩猟民になっていると思います。つまり、定年になると、それまでの蓄えで一回放り出される。採集生活のように、その日暮らしに入るが、とりあえず退職金であと何年生活できるかを計算し、気持ちとしては、まだ細々と老骨に鞭打って、採集しながら暮していく。その時、必ずしも子供に面倒みてもらわなくてもいい。また、江戸時代は一定の文化水準を維持するために、少なく生んで大切に育て

ている。都市で生活している人達が、いずれどこかに帰る必要もなく核家族を構成しているとすれば、彼らが子供を作らないのは、もしかしたら、知恵かも知れません。

【意見2】それは簡単には比べられない気がします。例えば江戸時代は、集団や社会が生き残るために個人に対するサンクションが非常に厳しく働いていた社会です。今は、社会全体のサンクションの力も緩み、余剰労働力を吸収する場もでき、個人の自覚も変わり、と色々な要因が相俟っているのですから。

【波平】そうですね。しかしいずれにしても核家族は、もともとプロクリエーションという観念を含まない家族形態です。子どもを生むことは夫婦間のパートナーシップをささえる必然的な要素にならない。その結果、かつての「家族と子供」の観念から遥かに隔たったものが生まれ始めています。夫婦にとって子供は、もはや、自分の血を分けた、自分自身のアイデンティティーの完成という意味しか持たない。それは逆に、「自分にとって不都合な子供は要らない」「自分自身のアイデンティティーが傷つけられるような子供はいないほうがいい」ということにもなってくる。

以前の会合で、最近のエピソードとして、障害者の子どもを学校にあがるまでかくしておいたというものが紹介されました。「家」制度が極めて厳密な会津のこの村落でも、もちろん障害児は生まれたし、障害者も出ましたが、障害者に対する偏見はありません。「人間の世界には障害児もいれば障害者もいる」という感じで、それを恥じたり、そういう子供がいると家格が下がるようなことは決してなかった。今私たちが持っている家族観がいかに狭量であるかということです。

例えば未開社会でも親と子の関係は、今でいう生物学的な親子関係より遥かに緩やかでした。そ

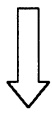
れは、例えば、「一人で育たない幼い者がいれば年長者が育てて当たり前、子どものない老人がいれば面倒見て当たり前」、ということです。しかし今、原始時代は良かった、江戸時代は良かったといっても、絶対に戻れないわけですから、過去から何かを学ぶというとき、今の時代状況をできるだけ相対的にしていくしか無いだろうと思います。歴史はいつもその社会のイデオロギーを反映します。明治維新以降は西洋の学問を取り入れると同時に江戸を否定して生活していましたし、戦後は戦前の成果をすべて否定してきた。「封建的であった」という訳です。しかし例えば、「隠居制度を伴う継承制度」などは、最近でも応用がきく状況が実はあった。日本住宅公団がアパートの中に二世帯住宅を作るとか、住宅金融公庫が親子ローンを組むときなどです。

そのようなとき、過去から近未来にかけてスケールの大きな、具体的によく分かる姿を描き出しておいて、現在進行形の生活に、政策の上で反映させる必要があると思うのです。そのためには、「これならいい」と確信を与えるような、現在もしくは変わりつつある社会の構造をサマライズしてみせないといけない。

日本の文化を「儒教文化」とか「仏教文化」といわせているのは文化人類学者の努力が足りないと思います。そのような表現は、実は何も説明していない。百害あって一利なしなのです。日本の文化に関心ある文化人類学者が少ないところが問題です。私は今回、極めて悲観的な話をしましたが、考えようによっては、今を過渡期と考えることもできる。今後状況に応じたふさわしい形が出てくるかもしれません。が、少なくとも今のように、生物学的な親子関係をばちっと決める社会は、医学の発達の成果ではありませんけれども、人類の歴史で極めて異例であることだけは確かなのです。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



事例報告

村落の概要、農村継続の危機要因、減反対策、嫁不足、離村、経済的負担・農業構造改善事業

日本の農業と家族形態、 - 継承家族と水田耕作との関係 -

継承家族と養子制度、水田耕作とプロクリエーション

プロクリエーションの概念と「家」制度・親族組織

財産、同族団、親類

プロクリエーションの概念と村落共同体

継承のイデオロギーと「家」の制度

追補「核家族」「継承家族」「隠居制度を伴う継承家族」